

こがねい事業者特別支援金 よくあるご質問（令和3年5月10日時点）

1 対象者について

No.	質問	回答
1	「常時使用する従業員の数」とは。	<p>中小企業基本法上の「常時使用する従業員」とは、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を従業員と解しています。</p> <p>日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて使用される者、季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者、試の使用期間中の者は該当しません。</p> <p>また、会社役員及び個人事業主は予め解雇の予告を必要とする者に該当しないので、中小企業基本法上の「常時使用する従業員」には該当しません。</p>
2	複数の事業を行っている場合、申請書の業種欄はどこにチェックすればよいか。	主たる業種でチェックしてください。
3	令和3年1月1日以降に創業したが対象となるか。	令和2年12月31日以前から市内に事業所を有して事業を行っていることが要件となりますので、対象となりません。
4	「事業所」とは。	<p>一定の場所を占めて、単一の経営主体のもと、従業員と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われている場所のことを指します。</p> <p>倉庫、社宅、駐車場等、上記の要件に当てはまらないものは、「事業所」には該当しません。</p>
5	市内に事業所があることをどのような書類で判断するのか。	原則、確定申告書の納税地又は事業所所在地欄で判断しますが、確定申告以後に住所を移している等、確定申告書で確認ができない場合は、別の書類の提出をお願いすることがあります。
6	市外に法人登記をしているが、市内に事業所を有して事業を行っている場合、対象となるか。	対象となります。
7	個人事業主で住民登録は市外であるが、市内に事業所を有して事業を行っている場合、対象となるか。	対象となります。
8	個人事業主で住民登録は市内であるが、市外の事業所で事業を行っている場合、対象となるか。	<p>市内における経済活動の維持を目的としているため、市内に事業所を有していない場合は、対象となりません。</p> <p>また、事業所所在地の自治体で類似の給付制度を設けている場合があります。</p>
9	「主たる収入が事業収入であること」とは。	令和2年分の確定申告書の収入金額等の欄において、事業欄の金額が他の欄の金額より多いことをいいます。

No.	質問	回答
10	「被扶養者でないこと」とは。	健康保険の被扶養者でないことを指します。
11	「市税の納税義務者」とは。	市内に事業所を有する場合、原則、市税の納税義務者に該当します。（小金井市市税条例第13条） ただし、市民税のほか、固定資産税等その他市税全体において、令和2年度以前に納期が到来している市税に滞納がないこと（徴収猶予がされている場合又は分割納付の誓約がされており、履行が確実に行われている場合を除く。）が要件となります。
12	NPO法人も対象となるか。	法人税法上の収益事業（法人税の申告）を行っている場合、対象となります。
13	法人の代表者が個人事業主として別の事業を行っている場合、それぞれで申請は可能か。	法人としての確定申告と個人事業主としての確定申告を別に行っている場合、それぞれで申請が可能ですが、個人事業主分は主たる収入が事業収入であることが要件となります。
14	国や他自治体の給付金との併給は可能か。	可能です。

2 事業収入等の減少率について

No.	質問	回答
1	本制度において事業収入等に算入する、新型コロナウイルスの影響に伴い事業に関連して支給された課税対象となる給付金等にはどのようなものが該当するか。	持続化給付金、家賃支援給付金、文化芸術・スポーツ活動の継続支援、東京都の感染拡大防止協力金、雇用調整助成金、小学校休業等対応助成金、小金井市事業継続支援給付金、こがねい事業者応援金等です。 課税対象となるかどうか不明な場合は、支給元にご確認ください。
1	減少率の小数点以下の取扱いはどうすればよいか。	小数点以下は切り捨てとさせていただきます。
2	平成31年2月以降に開業したため、年間の事業収入を比較できない場合はどうすればよいか。	令和3年1月から3月までの事業収入等が、令和2年1月（開業日が令和2年2月1日以降の場合は、開業日が属する月）から令和2年12月までの事業収入等の1月あたりの平均額に3を乗じた額と比較します。
4	事業収入等は市内の事業所分だけで比較するのか。	法人（事業）全体で比較します。
5	公益法人等の場合、事業収入等に公益事業分は含めるのか。	収益事業分の事業収入等で比較します。

3 提出書類について

No.	質問	回答
1	収受日付印付きの確定申告書の控えを受領していない場合はどうしたらよいか。	収受日付印が押印されていない確定申告書であっても申請は受け付けますが、通常より審査に時間を要する場合があります。 また、「納税証明書（その2所得金額用）」（事業所得金額の記載のあるもの）を提出することで、収受日付印の代替とすることが可能です。
2	事業収入等を確認できる書類に所定の様式はあるか。	指定の様式はありません。月別売上金額が記載された法人事業概況説明書や青色申告決算書、対象の年月が分かる売上台帳、試算表、売上明細、給付金等の支給決定通知書等をご提出ください。

4 その他

No.	質問	回答
1	提出に際し、郵送方法に指定はあるか。	特に指定はありません。
2	振込までの期間はどれくらいかかるか。	申請書を受領してから3週間程度となります。ただし、審査の状況により、振込まで時間を要する場合があります。
3	プリンターを持っていないため、申請書を印刷できない場合はどうしたらよいか。	市役所、図書館、公民館、商工会で申請書を配布しています。また、ご連絡いただければ申請書を郵送します。
4	記入を間違ってしまった場合はどうすればよいか。	新たに申請書を記入いただくか、訂正したい部分に二重線を引き、訂正印（申請書に押印いただく印と同様のもの）を押印の上、訂正してください。 修正テープ等での訂正は不可となります。